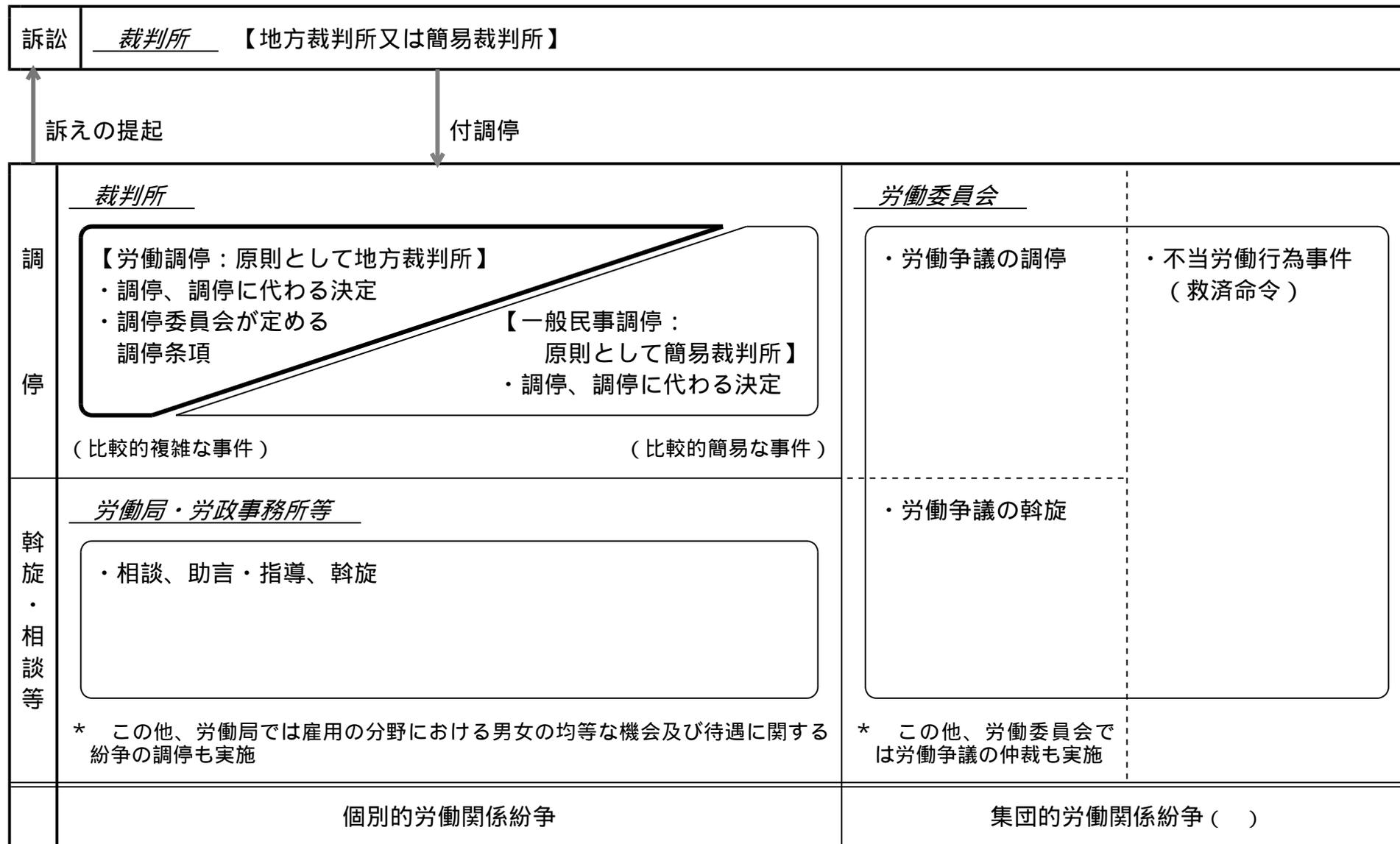


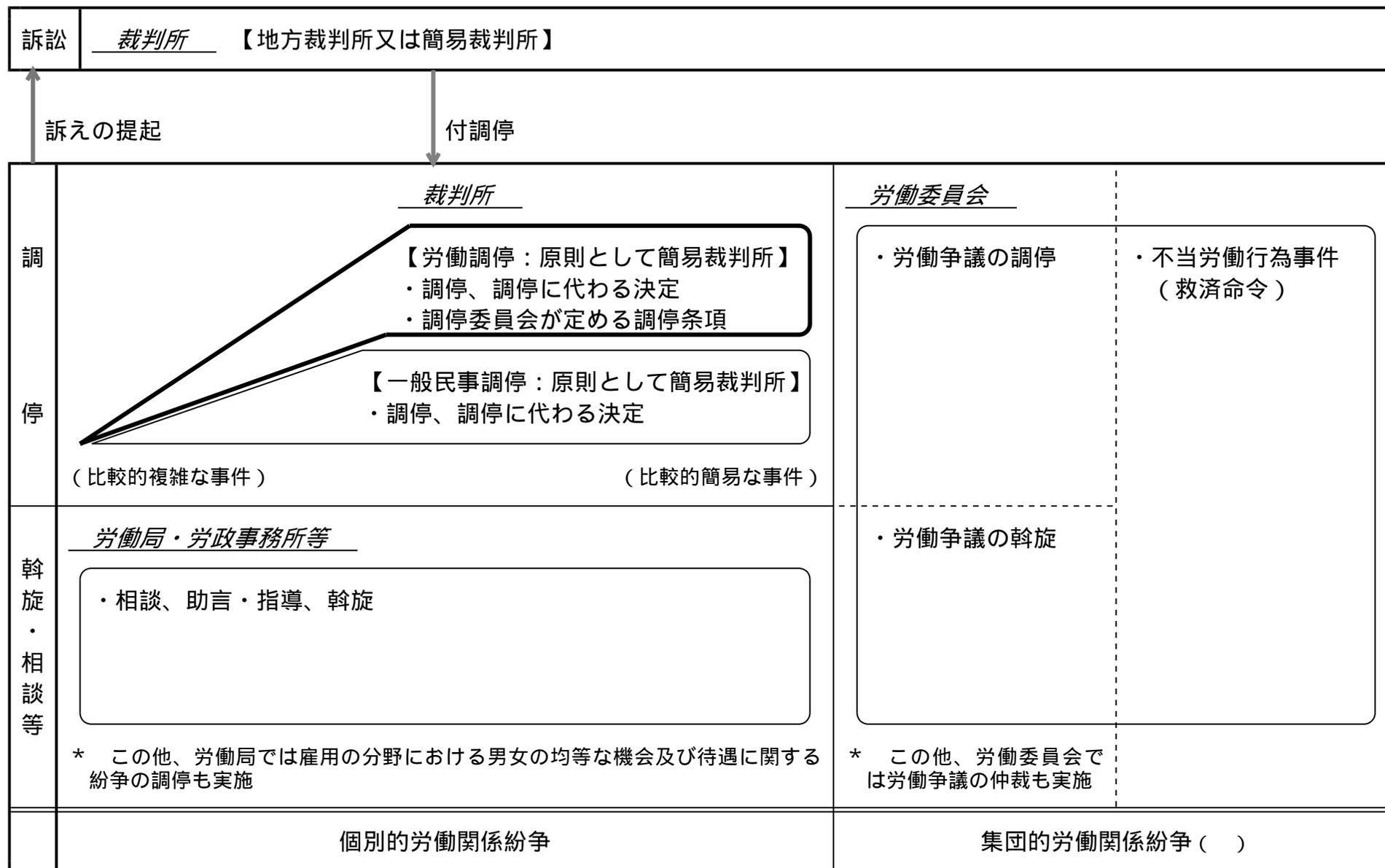
労働調停の位置づけについて（イメージ）

〔イメージ〕 労働調停と一般民事調停の選択を認めるとともに、労働調停は原則として地方裁判所で行うこととする場合。



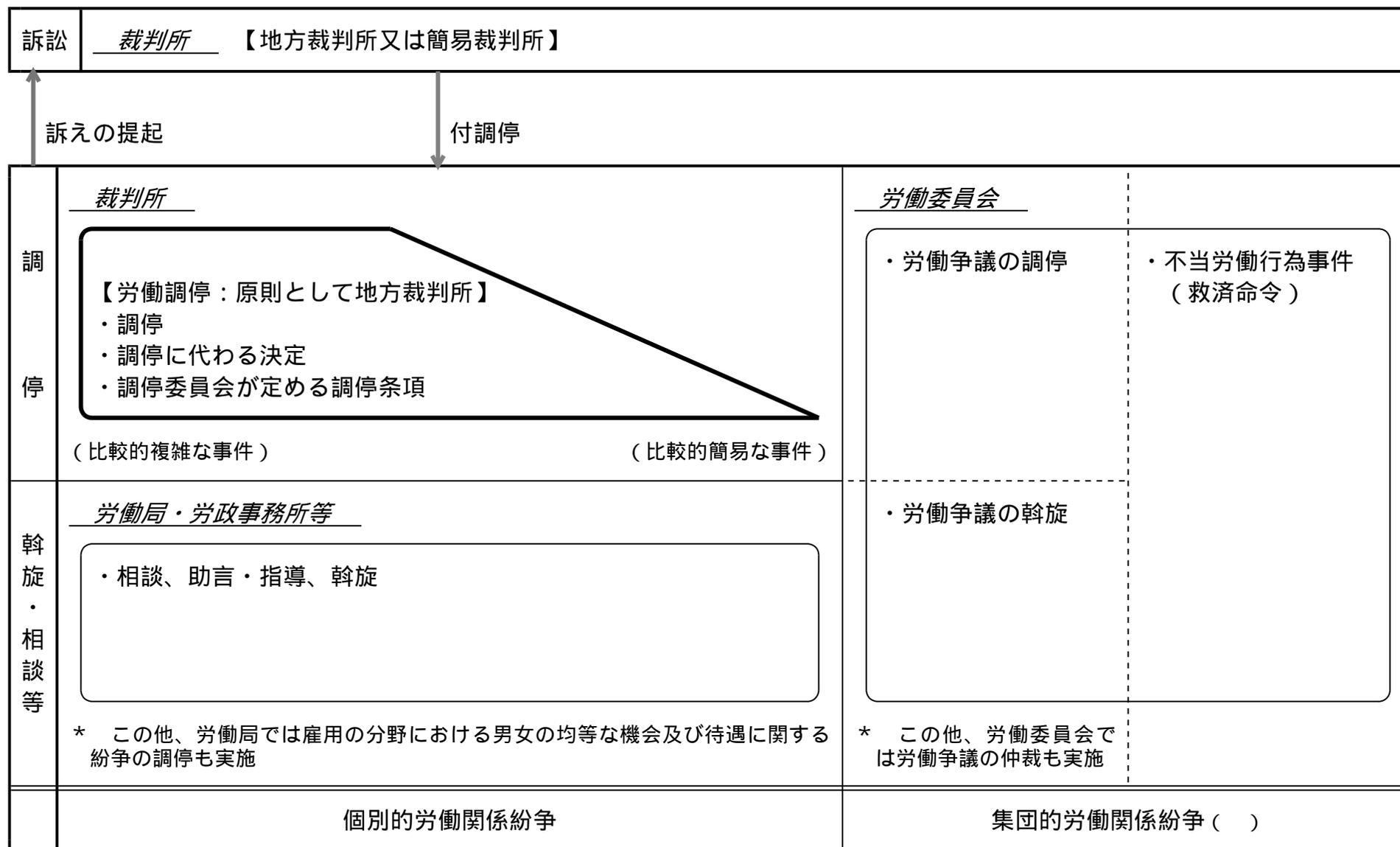
なお、労働調停で集团的労働関係紛争も取り扱うものとするとも考えられる。

〔イメージ〕 労働調停と一般民事調停の選択を認めるとともに、労働調停は原則として簡易裁判所で行うこととする場合。



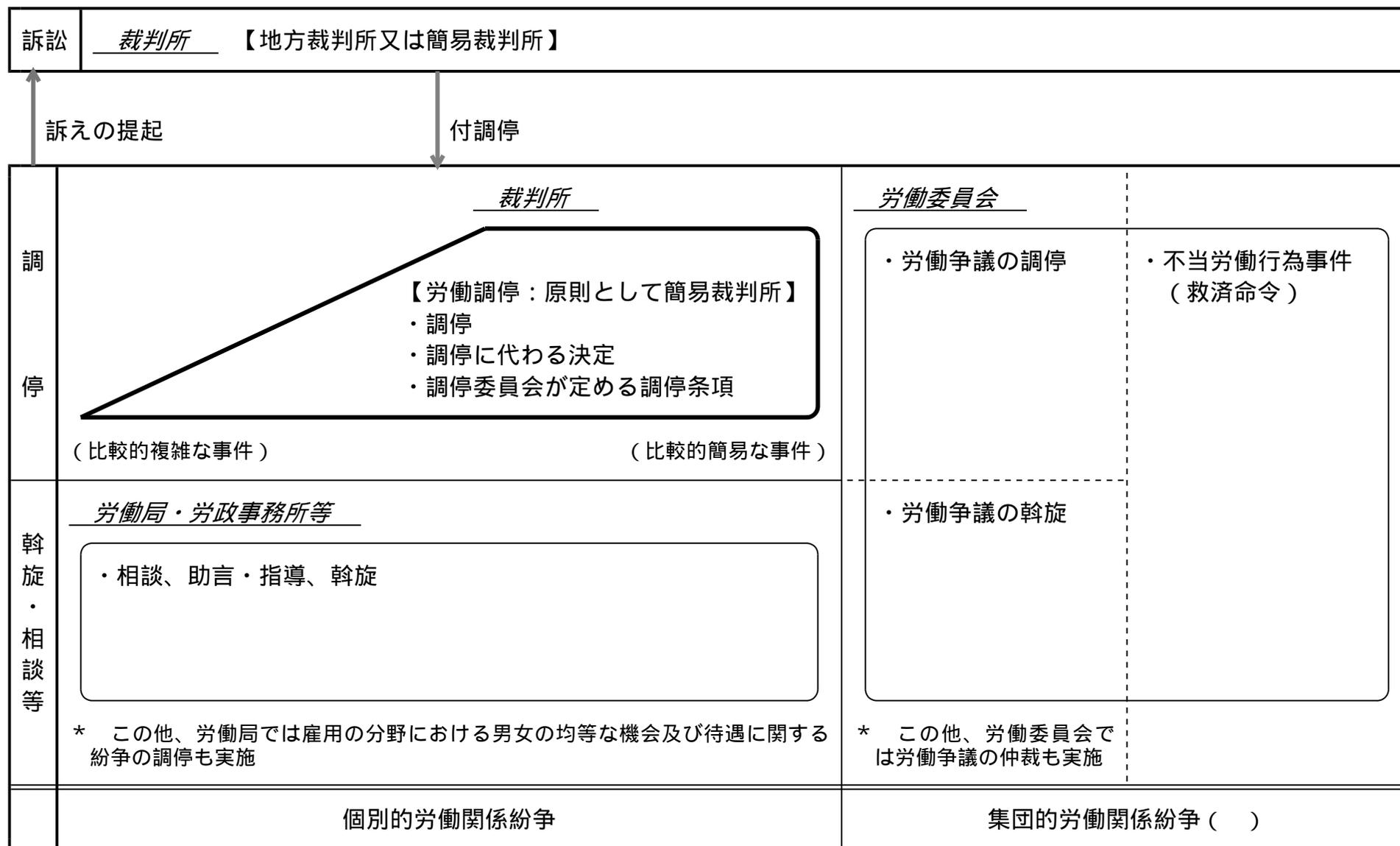
なお、労働調停で集团的労働関係紛争も取り扱うものとすることも考えられる。

〔イメージ〕 労働調停と一般民事調停の選択を認めない（労働関係事件の民事調停は全て労働調停で扱う。）とともに、労働調停は原則として地方裁判所で行うこととする場合。



なお、労働調停で集团的労働関係紛争も取り扱うものとするとも考えられる。

〔イメージ〕 労働調停と一般民事調停の選択を認めない（労働関係事件の民事調停は全て労働調停で扱う。）とともに、労働調停は原則として簡易裁判所で行うこととする場合。



なお、労働調停で集团的労働関係紛争も取り扱うものとするとも考えられる。